

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画							
																				令和6年度実績報告	令和7年度事業計画					
2 相談・支援																										
2 (1) 相談支援体制の充実																										
2 (1) ① 相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化																										
2	(1)	①	9	○各種相談窓口機能の充実 ○関係機関のネットワークの構築による連携強化	●人権擁護委員による人権相談	人権・男女共同参画課	継続	13	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階 相談室6B 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）	—	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階 相談室6B 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）	A	研修の実施では、委員の意見を取り入れ、講師を招いたり、人権相談や人権講話を行ううえで実際に役立つ内容とするよう心がけた。また、人権相談では、相談者に対して寄り添った丁寧な傾聴を行った。	【確認】 人権擁護委員の選任や委嘱について説明してください。 【評価】 研修については、人権課題に対応し、よくできている。 【評価】 定期的かつ頻回の相談が計画通り実施できている。 【要望】 人権相談の流れ、年度ごとの人数、男女別、年齢別等の実績と推移、傾向が分かると次の対策が明確になるのでは。	○人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の方です。候補者については、人格識見高く、広く社会の実情に通り、人権擁護について理解のある方を人権・男女共同参画課で選出し、市議会の意見を聞き、市長が法務大臣に対して推薦します。小山市には14名の委員があり、野木町の委員5名と宇都宮法務局栃木支所所管の栃木人権擁護委員協議会第二部会に所属して、人権相談や人権啓発の活動を行っています。	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所5階 相談室5B 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）								
									●栃木人権擁護委員協議会第二部会での研修の実施	継続	13	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年10回開催予定 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施							—	—	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年10回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。	【確認】 相談希望者は月にどのくらいおり、実施回数はどのくらいなのか。また、相談は傾聴のみで対策は講じていないのか。 【要望】 広報やホームページ等で案内しているが、一覧表に載せてあるので、わからない人も多い。小山テレビやおラジヤや集いの機会を等とらえ周知を行うべきではないか。	○人権相談の受付は、人権・男女共同参画課の窓口で行っており、相談内容は令和6年度実績で10件でした。人権擁護委員が受けた相談内容は、法務局へ報告し、人権侵害事件として扱うかどうかの判断がされます。人権侵害事件と判断された場合は、救済のための対応が行われます。	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年8回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。		
									●電話・メールによる相談の実施	継続	13	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）							—	—	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）	【確認】 課配属の相談員1名体制で充分に対応しているのか。	○人権相談の周知については、広報・ホームページ他、おラジヤでの人権擁護委員出演や人権週間でのPR等を実施しております。今後も様々な機会をとらえ周知を行ってまいります。	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く） 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）		
2 (1) ② 相談窓口に関する情報の周知																										
2	(1)	②	10	○各種広報媒体を活用した各相談窓口情報の周知	●人権啓発パンフレットの活用	人権・男女共同参画課	継続	14	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。（年1回） ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載	—	—	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレット～障がいのある人と人権「共生社会の実現に向けて」のリーフレットを2000部作成、関係機関等へ配布し、啓発を行った。 ○ホームページ掲載を実施した。	A	令和6年4月より、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、理解等を促進するため、パンフレットの作成・啓発を実施した。隣保事業でのリーフレット作成では、マイクロアグレッションや人権標語等身近な話題について取り上げ、人権運動団体の方に、手にとっていただけるような内容を心がけた。	【要望】 人権啓発パンフレットは色使い内容等すばらしいパンフレットだと思います。できれば「小山市の取組み」(2025～6)の更新をお願いしたい。 【確認】 人権啓発パンフレットのテーマと部数を説明してください。 【評価】 適宜、啓発されていると思う。パンフレットは年1回でよいので、全戸に市の広報誌と一緒に配布し、目にとめてもらうのはよい啓発であると感じる。	○人権啓発パンフレットについては、令和6年4月より障がい者差別解消法が改正されたことから、～障がいのある人と人権～「共生社会の実現に向けて」のタイトルで障がいのある人への合理的配慮の提供について取り上げました。理解促進につながるよう、見やすくわかりやすい内容を心がけ、2,000部を作成し、庁内他、関係機関等へ配布し啓発を行いました。市では庁内各課で様々なパンフレット等を作成しており、効果的な情報発信が可能となるようご意見等についても共有していきたいと考えています。	—	●広報小山・ホームページでの情報発信	継続	14	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布	—	—	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新 ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布	○人権啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。（年1回） ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
						●隣保事業での相談窓口情報啓発紙の発行		継続	14	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 600枚作成	—	—	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の作成・配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成					—	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成		
3 分野別課題																					
3 2 子どもの人権																					
3 2 ① 子どもの人権の尊重																					
3 2 ① ア. 市民意識の向上																					
3	2	①	ア	18	○子どもの人権尊重に関する市民意識向上のための啓発活動の推進	★オレンジリボンキャンペーンの実施	子育て家庭支援課	継続	26	○事件発生から20年の節目であるため、これまでの啓発方法を見直し、市民の皆様の意見を取り入れて、効果的な啓発を実施する。 ○虐待防止推進月間に関係機関向け5に動画配信を行う（「児童虐待への対応と協力依頼について」の通知含む） ○「児童虐待防止に関する協力依頼」、「児童虐待防止推進月間啓発チラシ」、「ヤングケアラー啓発チラシ」、「里親月間チラシ」を各関係機関保護者向けに配布する（電子通知含む）	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 14社	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 2,500社	○児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンとして、6月から3月にかけて、全5回の市民参加型ワークショップを実施し、児童虐待防止の理解促進、更なるキャンペーン展開の機運醸成を図った。11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待防止に関する啓発活動として、オレンジリボンツリーを庁舎1階北側ロビーに設置、小山商工会議所に配布依頼し、2,500事業所にて啓発ポスターを掲示。 ○西口まつり実行委員会と共同し、まちかど美術館を活用したオレンジリボンキャンペーンの歴史の展示、オレンジリボンおかしりレーを実施、普及啓発に努めた。	A	関係機関の協力のもとに令和5年度より紙通知ではなく、電子配信に切り替えた	【要望】 継続し、繰り返し啓発していくことが大切だと思う。 【要望】 20年目の節目である昨年の効果的な啓発活動の成果を今後も期待しています。	○令和7年度は、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの期間を9月から11月に拡大し、庁舎内外での展示、関係機関への啓発物配布、掲示のほか、ワークショップを引き続き開催してまいります。	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 2,000社	○青年層に向けた啓発を検討するべく、県内大学との事業連携により効果的なキャンペーン活動を実施する。 ○小山商工会議所へ啓発ポスターの周知依頼をする。		
						●虐待防止月間に行う啓発活動の実施		継続	26	○11月オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンより市内の小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設、高等学校、障がい児相談支援事業所、児童発達支援・放課後等デイサービス、小山地区医師会、小山歯科医師会、その他子育て関連施設合わせて1,045施設へ児童虐待啓発チラシ、ヤングケアラー啓発チラシ他計5種類（児童虐待防止、ヤングケアラー啓発、里親月間、子育て支援相談室ほほえみ、小山市こども家庭センター）の小山市作成チラシを電子配信、また、小山市作成動画「ヤングケアラーへの理解と支援」を配信	虐待防止講演会の開催 0回	児童虐待防止に関する講演会として 1,045施設に動画配信（1回※再生可）	○11月オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンより市内の小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設、高等学校、障がい児相談支援事業所、児童発達支援・放課後等デイサービス、小山地区医師会、小山歯科医師会、その他子育て関連施設合わせて1,045施設へ児童虐待啓発チラシ、ヤングケアラー啓発チラシ他計5種類（児童虐待防止、ヤングケアラー啓発、里親月間、子育て支援相談室ほほえみ、小山市こども家庭センター）の小山市作成チラシを電子配信、また、小山市作成動画「ヤングケアラーへの理解と支援」を配信			【確認】 小山市内でのヤングケアラー数はどれぐらいいるのか。また、ヤングケアラーに関する啓発活動の効果はあったのか。効果についてどのよう捉えているか。	○令和6年度の虐待通告受理件数238件のうち、ネグレクトでの受理は61件です。ネグレクトのうち、ヤングケアラーが疑われるケースは4件です。ヤングケアラー啓発についての効果は直接数値で現れるものではありませんが、引き続き、子どもを持つ保護者、その他児童関係機関向け、一般市民へ周知してまいります。	児童虐待防止に関する講演会として動画配信1回（再生可）	○令和7年上半年期までに動画内容を検討し、講師派遣依頼、令和7年9月頃動画撮影、令和7年10月より各関係機関向けに動画配信と啓発チラシを電子配信（対象機関については、約1,500施設）		
						●ヤングケアラーについての啓発活動の実施		新規	新規	啓発チラシの配布 3回	保護者約2万人（延）へ電子通知	○市内小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通う子どもの保護者延2万人へ小山市作成啓発チラシ（5種類）電子通知					○市内小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通う子どもの保護者延2万人へ小山市作成啓発チラシ（5種類）電子通知	【確認】 ヤングケアラーとされる方への相談窓口は整っていますか。また、それはどこでしょうか。	○専門窓口は設置されておりませんが、現時点では、こども家庭センターが各関係機関との連携を含めての第一の窓口です。	保護者延2万人へ電子通知啓発	○引き続き、11月オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの他に、各講座でも啓発実施。月間に合わせて、市内小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通う保護者延2万人へ啓発通知
						●人権推進保育施設における市内研修		継続	25	月1～2回	月1～2回	○市内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「こどもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」					○市内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「こどもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」	所内研修において人権に関して考える機会を通じ職員の人権に対する意識を高めた	【確認】 市内の全保育所に人権研修を要望したい。	○所内研修の研修テーマは年度をまたいで継続することも多いです。 ○公立保育所所内研修は全保育所（7か所）で行っており、7年度より、家庭支援推進担当者会議を年3回開催し、全保育所の担当者が参加しています。	月1～2回
●人権擁護に関する研修会	継続	25	年3回	年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施			○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施									年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
										令和6年度事業計画	実績値 (R6)											
3	2	①	イ. 「心の教育」の推進																			
3	2	①	イ	19	○社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じた「心の教育」の推進	●異年齢児交流事業	子ども教育課	継続	27	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	年1~2回	年1~2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	B	様々な感染症に配慮し、施設内での交流を再開した。	【要望】 年1回でも開催してみようか開催に困難があるのでしょうか。	○認定こども園と保育所の交流会は認定こども園が幼稚園だったことにより、未満児の受け入れや11時間保育のノウハウがなかったため、公立保育所との交流を通し、理解を深める機会としていました。認定こども園も実績を重ねて歩き出したことから、交流会は子ども同士の交流へと変化しています。	月1~2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 7か所 で実施			
						●世代間交流事業		継続	27	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	年1~2回	年1~2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施					年1~2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 7か所 で実施			
						●認定こども園・保育所交流会		継続	27	開催予定なし	年1~2回	年1~2回	開催予定なし					0回	開催予定なし			
						●小学校と中学校の連携を見据えた取組	継続	28	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小/小・中学校の交流	—	—	○各中学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、小中一貫教育研修の一つとして、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	—					—	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小/小・中学校の交流			
						●信頼ある学級づくり	子ども教育課	継続	28	○道徳教育の要である道徳化の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり	—	—	○特別活動や道徳などでコミュニケーションの仕方や言葉遣いを扱った授業を実施した。また、教職員の人権感覚を磨くため、研修等を実施し一人一人が大切にされる学級経営に努めた。					—	—	○道徳教育の要である道徳化の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり		
				●特別活動、総合的な学習の時間等での異年齢児・世代間交流活動の実施	継続	28	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流	—	—	○地域人材やゲストティーチャー等による講話を実施した。 ○職場体験学習、町探検等の行事を実施し、異年齢集団との交流を行った。	—	—	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流									
3	2	②	いじめ等の問題に関する取組の推進																			
3	2	②	20	○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化	●人間関係を育む保育の実施	子ども教育課	継続	33	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	—	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	A	各保育施設に、子ども達が自分の気持ちや意見が言える環境づくりの大切さを周知した	【確認】 小山市の公立校におけるいじめの発生件数や内容について公表されているデータがあれば教えてほしい。	○いじめの発生件数としては把握していませんが、いじめの認知件数等に関する調査の中で、いじめの認知状況の把握をしております。令和5年度の認知件数は、小学校77件、中学校65件、計142件、また、いじめの態様として主なものは、ひやかし・からかい、仲間はずれ・無視、軽くぶつかる・遊ぶふりをしたたかれるなどがありました。	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り				
					●保護者への啓発		継続	33	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発	—	—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発					—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して 啓発				
					●いじめゼロ子どもサミットを受けた取組	青少年支援課	継続	29	○5月1日(水) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ・学校教育課指導主事との打合せ ○5月14日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「多様性を理解し合い、誰もが自分らしく生活できる学校~ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して~」 ・活動内容 テーマに沿ったグループ協議、パネルディスカッションを行い、多様性を理解することで、ちがいを認め合い、自分らしさを出せる学校(=いじめのない学校)にするためのスローガンを各中学校区で作成した。 ・実施後 サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。	年2回	年2回	○いじめゼロ子どもサミット実行委員 (R6.5.1) ○いじめゼロ子どもサミット (R6.5.14) ・令和6年度は、児童生徒がタブレットを用いて、自分の思いや考えを他の児童生徒と共有した。 ・令和5年度テーマ 「多様性を理解し合い、誰もが自分らしく生活できる学校~ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して~」 ・活動内容 テーマに沿ったグループ協議、パネルディスカッションを行い、多様性を理解することで、ちがいを認め合い、自分らしさを出せる学校(=いじめのない学校)にするためのスローガンを各中学校区で作成した。 ・実施後 サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。					—	—	○いじめの発生件数としては把握していませんが、いじめの認知件数等に関する調査の中で、いじめの認知状況の把握をしております。令和5年度の認知件数は、小学校77件、中学校65件、計142件、また、いじめの態様として主なものは、ひやかし・からかい、仲間はずれ・無視、軽くぶつかる・遊ぶふりをしたたかれるなどがありました。	年1回	○5月8日(木) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ○5月27日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「誰もが自分らしく安心して生活できる学校を目指して~いじめについて考えてみよう~」 ・テーマに沿ったグループによる話し合い活動、発表、振り返り ・サミットでの活動を基に各学校においていじめ防止を目指した取組を実施する。	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
						●学級活動におけるよりよい人間関係づくり	こども教育課	継続	29	○hyper-QU・Q-Uの実施 ・結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施	年2回	年2回	○hyper-QU・Q-Uの結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施することで、児童生徒の学校生活の満足度の向上を図った。	B	児童生徒の発達段階や特性に応じた個性を認め合うなど好ましい人間関係づくりのための支援を充実させるとともに児童生徒の生活する学校での言語環境を整えるよう工夫した。	【確認】 どのような点でB評価にされたのでしょうか。 【確認】 hyper-QU・Q-U実施にあたり、適切な研修や運用体制の説明	○hyper-QU・Q-U実施において、各学校ではスクールカウンセラーを講師として研修を行ったり、学年や学校全体で結果の分析を行ったりしております。分析結果を学級の指導や個別の支援に活用していますが、詳細までは把握していないため、確実にA評価とは言い切れないため、B評価といたしました。	年2回	○hyper-QU・Q-Uの実施 ・結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施
						●学校行事における一人一役		継続	29	○様々な学校行事の実施 ・児童生徒が、自身の所属する集団の中で「自己有用感」を持つことができるよう、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じた役割を任せ、責任を果たした際には、取組や成果を認める取組	随時	随時	○児童生徒が、自身の所属する集団の中で「自己有用感」を持つことができるよう、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じた役割を任せ、責任を果たした際には、取組や成果を認めるよう取り組んだ。児童生徒が主体の学校行事を展開するよう、事前・事後の活動を充実させた。	B	一人一人の児童生徒に活躍の場面をつくるよう指導した。自己の責任を果たす活動を通して「自己有用感」「所属感」の高揚を図った。		随時	○様々な学校行事の実施 ・児童生徒が、自身の所属する集団の中で「自己有用感」を持つことができるよう、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じた役割を任せ、責任を果たした際には、取組や成果を認める取組	
						●いじめに関するアンケート調査	青少年支援課	継続	29	○アンケートの実施によるいじめの早期発見・早期対応・各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じたアンケートの実施 ・教育相談や個人面談の実施	最低年3回	最低年3回	○全ての学校で年3回以上実施した。 ○各学校では最低でも学期毎に1回、多い学校では毎月1回の「いじめアンケート」を実施した。また、計画的な教育相談や不定期の個人面談などをおした児童生徒の状況把握に努め、いじめの早期発見・早期対応につなげた。	B	アンケート結果を受け、対応について組織で検討し、必要に応じて個別の面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況に応じた対応をすよう徹底した。		最低年3回	○アンケートの実施によるいじめの早期発見・早期対応・各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じたアンケートの実施 ・教育相談や個人面談の実施	
						●保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布	生涯学習文化課	継続	8	○学期毎に作成・配布 具体的内容は未定だが、子どもの自尊感情、自己肯定感に関わる内容を中心に取り上げる予定。	年3回	年3回	○保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布 学期毎に保護者向けの人権啓発紙を作成し、市内小・中学校、義務教育学校の保護者に配布した。計 36,000部	B	マイクロアグレッションについて取り上げた。		年3回	○学期毎に作成・配布。具体的内容は未定だが、子どもの自尊感情、自己肯定感に関わる内容を中心に取り上げる予定。	
						●小山市いじめ等防止市民会議の開催	生涯学習文化課	継続	8	市民会議・事務局・講師で検討し、以下の理由により令和4年度をもって終了することとした。 ①10回を数え、これまでに一定の役割を果たしたこと。 ②小山市いじめ問題対策連絡協議会（条例で規定）と構成メンバーが一部重なり協議内容も重複していること。	年2回								
						●いじめゼロ子どもサミットに向けた取組	青少年支援課	継続	8	○実行委員会 5月1日（水） 中学生・義務教育学校代表生徒が参加 ○いじめゼロ子どもサミット 5月14日（火） 全小中学校・義務教育学校代表児童生徒が参加 テーマ「多様性を理解し、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」	いじめゼロ ロスロー ガンづくりに変更	年1回		○いじめゼロ子どもサミット 「多様性を理解し、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」と題し、多様性を理解し、ちがいを尊重し、認め合って生活していくことがいじめ防止や誰もが生きやすい社会の実現について協議、全体での共有を行った。成果を各校に持ち帰り実践につなげるよう働きかけた。 参加者：児童生徒47名、教職員40名	B	子どもたちの主体性を重視し、意見が出しやすいた話しいとなるよう工夫した。		年1回	○5月8日（木）いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ○5月27日（火）いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「誰もが自分らしく安心して生活できる学校を目指して～いじりについて考えてみよう～」 ・テーマに沿ったグループによる話し合い活動、発表、振り返り

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	2	②		21	○小・中・義務教育学校への相談員の配置による学校教育相談の充実 ○下都賀教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」との連携	●相談員研修会の実施	青少年支援課	継続	31	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換	年2回	年2回	○相談員研修会の実施 4月4日と7月31日に研修会を実施した。7月31日の研修会では、「特別な支援を要する児童生徒の理解」と題し、学校教育課児童生徒指導係主査による講話を通じた研修を実施した。また、中学校区ごとの相談員同士の話し合い、同一校種の相談員同士の話し合いを行った。各学校における教育相談の取組・相談員の活用状況等に関する情報交換を通じて、各学校における相談員としての役割について確認した。	B	事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	【要望】 相談員と話しても次回は1カ月後などタイムリーな相談ができないことがあるため、人員を増やしてほしい。 【要望】 課題が多様化しているため、相談員のスキルアップは重要である。 【確認】 相談員研修会は、効果検証とフィードバックを取り組まれているか確認したい。	○生活相談員（小学校）、心の教室相談員（中学校）は、週2～3日の勤務であります。ご要望の対象はスクールカウンセラーかと思われます。 ○研修後、振り返りの時間を設けて、研修について考えたことや学んだことを記入させております。振り返りに記入された内容を参考に次回研修内容に反映させております。	年2回	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換
						●関係機関との連携	青少年支援課	継続	31	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	事業計画通り	事業計画通り	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と教育支援センターとの情報交換会 年3回 ・教育委員会と教育支援センターとの打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時		事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	【要望】 不登校児童に対する対応が充分でないと感じる。	○不登校児童生徒支援については、教育支援センター、学校と綿密に連携を図り対応しております。また、本年度より、いじめ対策・不登校支援室を新設し、対応を強化しております	事業計画通り	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と教育支援センターとの情報交換会 年3回 ・教育委員会と教育支援センターとの打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時
3	2	③	児童虐待防止対策の充実																
3	2	③	ア. 児童虐待防止のための体制整備																
3	2	③	ア	22	○体罰の根絶に向けた職員に対する研修や啓発の推進	●人権教育に係る校内研修の充実	子ども教育課	継続	32	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施	—	事業計画通り	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施した。	A	学校に関わる全ての者に行った。	【確認】 保護者・地域の連携は取り組まれているか説明してください。	○教職員対象とした研修のため、基本的に教職員のみ参加となっているが、研修の内容等を学校によりなどで保護者や地域に発信・共有している学校もある。	市内全校実施	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施
						●中学校ブロック（中学校区）人権研修会の実施		継続	32	○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。		人権を尊重した教育活動がなされるよう、研修や研修用資料を用いて啓発を行った。			○人権に関する講話やワークショップなどの実施	
						●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行		継続	32	○子どもの人権に関するアンケート（教職員対象）の実施と結果の周知	年1回	年1回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行 子どもの人権に関するアンケート（教職員対象）を実施し、結果を周知した。		人権を尊重した教育活動がなされるよう、研修や研修用資料を用いて啓発を行った。			○子どもの人権に関するアンケート（教職員対象）の実施と結果の周知	
						●コンプライアンス・チェックシート及びコンプライアンス・アクションシートを用いた研修		継続	32	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼	—	事業計画通り	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回：7月と12月 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成と周知 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼		チェックシートの結果から、全職員でアクションシートを作成して取り組んでいる。			○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼	
					●子ども家庭総合支援拠点における支援の充実	子育て家庭支援課	継続	34	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の合わせて5名の家庭相談員と職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に応じ、支援をしている。	拠点数 1か所	拠点数 1か所	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の計5名の家庭相談員と職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に対応。令和7年度より職員のうち1名教育連携担当兼青少年支援課いじめ対策・不登校支援室児童生徒指導係特別支援教育担当が配置されたため、連携・相談体制を強化していく。	個人でなく、組織で対応した		拠点数 1か所				

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	2	③	ア	23	○迅速・的確に児童虐待に対応するための相談体制の充実 ○小山市要保護児童等対策地域協議会の円滑な運営と連携強化	●要保護児童等対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワークの強化	子育て家庭支援課	継続	35	○関係機関を招集し、要保護児童等対策地域協議会個別ケース検討会議を実施し、対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担等を明確にしている。	年35回	年44回	○要保護児童等対策地域協議会事務局として、内容を熟知し、参集機関の選定、会議を運営。対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担を明確にした。関係機関の連携強化に努めた。	A	事務局だけの意見でなく、各関係機関の意見を吸い上げた	【確認】 ケースの終結基準を説明してください。	○国の「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に基づいて終結としておりますが、終結にする前には必ずケースの各関係機関にモニタリング依頼をしています。	年44回	○個別ケースが多様化・複雑化しており、対応困難ケースが発生。各関係機関の意見・連携が求められるため、引き続き、必要時会議を開催する。
						●職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修の実施	子育て家庭支援課	継続	34	○児童虐待防止に関する出前講座を広く実施していく。(ヤングケアラー内容含む)	年1回	年1回	○高齢者サポートセンター桑絹職員等13名に対して出前講座実施。事例について検討。	講義式だけでなく、グループワークを取り込んだ	年1回以上			○市民向けだけでなく、通告義務のある各関係機関向けにも講座を実施する。	
						●要保護児童対策地域協議会との連携	保育課	継続	36	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努める。	年4回	年4回	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努めた。	A	個人情報に配慮しながら情報を共有した。			年4回	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努める。
						●保育所入所による保護		継続	36	○子育て家庭支援課等、関係機関との連携	—	—	○子育て家庭支援課や健康増進課等、関係機関との連携に努めた。	個人情報に配慮しながら情報を共有した。	—			○子育て家庭支援課等、関係機関との連携	
3	2	③	イ. 虐待を受けた子どもの自立支援																
3	2	③	イ	24	○児童相談所等の関係機関・団体との連携による支援体制の強化 ○家庭的な環境で過ごせる居場所づくり	●要保護児童等対策地域協議代表者会議、実務者会議の開催	子育て家庭支援課	継続	38	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議(随時) 支援方針会議(毎週水曜日) 合同会議(必要時)	年2回 年4回 計6回	代表者会議年2回 実務者会議年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議 44回 支援方針会議 毎週水曜日午後実施 合同会議 毎週水曜日午後必要時実施	A	会議の進め方等については委員にお諮りした	【確認】 退所後の支援体制を説明してください。	○退所後の意味は、一時保護解除後や措置解除後ということでしょうか？ →その場合、各関係機関を召集し、個別ケース検討会議を開催した上で支援についての役割分担を決定しては、ケース毎に異なります。	年2回 年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議(随時) 支援方針会議(毎週水曜日) 合同会議(必要時)
						●要支援児童生活応援事業	継続	41	○「子どもの居場所 シリウス」の委託運営。 NPO法人 ビリーブに委託して実施する。 ○「子どもの居場所おひさま」の委託運営。 NPO法人さくらネットに委託して実施する。 ○おひさま・シリウス会議 2ヶ月に1回(目安)で実施。	2か所	2か所	○シリウス 開所日数192日、延べ利用件数858日 <前年度からの継続> 小学生 男2名、女2名 中学生 男3名、女3名 <令和6年度新規> 小学生 女1名 計11名 中学生 新規なし ○おひさま 開所日数195日、延べ利用件数648日 <前年度からの継続> 小学生 男5名、女3名 中学生 男1名 <令和6年度新規> 小学生 男2名、女2名 計13名 中学生 新規なし ○おひさま・シリウス会議：6回実施。	利用開始や中止については保護者や本人の同意の上で実施している。					2か所(継続)	○NPO法人2か所による実施を継続。 「子どもの居場所 シリウス」NPO法人 ビリーブに委託し実施。 「子どもの居場所 おひさま」NPO法人 子どもの育ちを支える会さくらネット小山に委託し実施。 ○おひさま・シリウス会議 2ヶ月に1回(目安)で実施。 ○今後の利用状況によって、第3の居場所も検討。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課 回答	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画												
																				事業の進捗状況	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値	令和7年度事業計画						
3	2	④	子育て環境づくりの推進																												
3	2	④	25	○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	●子育て支援総合センターの充実	子育て家庭支援課	継続	40	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	○子育て支援事業の充実を図る総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	○ほほえみ相談事業の実績 利用実績（延べ件数） …来所相談 1,734組、 電話相談 486件 ○子育てひろば事業（すまいる・にっこりちゃん）の委託による実施…利用実績 すまいる 延べ5,473人（親子人数）、にっこりちゃん 延べ2,798人（親子人数） ○一時預かり事業の委託による実施…延べ227人（児童数） ○ファミリーサポートセンター事業の委託による実施…依頼会員 735名 提供会員 149名 両方会員 114名 利用件数 2,113件	A	休日でも子供連れで利用できる相談窓口を常設し、子どもの迎え、預かりのサポートを行うことで、子どもの人権を守る視点（児童虐待の未然防止）から、養育者の不安や負担の軽減ができるよう努めた。	【確認】 どのような成果がありましたか。	○令和6年度より設置されたことも家庭センターとの共有が強化され、子育てについて悩んでいる保護者やその家族について、子育て支援相談室ほほえみ以外の支援にもつなげることができました。	年末年始を除き常設	○子育て支援事業の充実を図る。 総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。											
					●ほほえみ相談事業の実施		継続	40	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設		年末年始を除き常設	年末年始を除き常設						年末年始を除き常設												
					●常設の子育てひろば、出張ひろばの実施		継続	40	年末年始を除き常設 出張ひろばは2回/週	年末年始を除き常設 出張ひろばは2回/週		年末年始を除き常設	年末年始を除き常設						年末年始を除き常設		年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設			
					●ファミリー・サポート・センター事業の実施		継続	40	—	—		—	—						—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					●一時預かり事業		継続	39	—	—		○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実	—						—		○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実に努めた。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実
				●地域子育て支援センター	保育課	継続	39	週5日開設	週5日開設	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。	週5日開設	週5日開設	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。	A	利用にはオリエンテーションの実施が必須であり、児童一人ひとりの状況を確認した後にサービスを提供している。		週5日開設	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。													

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画					
																				令和6年度実績報告	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点
3	2	⑤	子どもの貧困対策の推進																					
3	2	⑤	26	○子どもの貧困への支援体制の整備・充実	★「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づく事業の実施	子育て家庭支援課 子ども政策課	継続	41	○令和5年に設置した小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会において、継続的に施策の進捗評価、検証を行うとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、協議を行っていく。	★計画の実施により目標値を達成した事業数10	★	○「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」については、次期計画のおやまこどもプラン「第3次子ども・子育て支援事業計画」へ内包したことに伴い、指標等が新たに見直しされたことから、事業内容を変更し、新たな目標値を設定します。							★	下記のとおり				
					●子どもの貧困・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催	継続	41		—	—	○会議についても、「小山市子ども・子育て会議」内で虐待・貧困についての検討を行うことになったことから、事業内容の名称を変更します。													
					★おやまこどもプラン「第3次子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施	子育て家庭支援課 子ども政策課	継続	41	【R7年3月の現状値を記入】 ★計画の実施により目標値を達成した事業数0	★20指標	○小山市子ども・子育て会議では、計画に基づく施策の進捗状況を報告した。また、子ども基本法に基づく新たな子ども・若者・子育て支援施策の総合的な計画として「おやまこどもプラン」を策定した。													★現状値以上
					●小山市子ども・子育て会議の開催	継続	41	—	5回															3回
				●学校との連携による子どもへの支援・スクール・ソーシャル・ワーカーによる学校訪問・家庭訪問・家庭相談	青少年支援課	新規	新規	○市SSW3人 ○SSW1人あたり約30人の相談者 ○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい・虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ ○ヤングケアラーに対して、関係機関と連携して対応 ○貧困家庭には、寄付していただいたお米を配布	—	随時	○学校からの依頼による学校訪問、家庭訪問を行い、学校との情報共有や情報提供を行うことで、学校と家庭の関係作りを行った。 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援を行うことで子ども自身の支援体制を構築した。 ○子どもや保護者を関係機関につなげるための連絡調整を行った。										○市SSW3人 ○SSW1人あたり約25人の相談者 ○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい・虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ ○虐待が疑われる家庭に対して、関係機関と連携して対応 ○貧困家庭には、寄付していただいたお米や食材、調味料等を配布			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画										
																				令和6年度実績報告									
3	7				感染症患者等の人権																								
3	7	①			① HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進																								
3	7	①	50	○感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進	●相談窓口の周知	人権・男女共同参画課	継続	14	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー	—	—	—	—	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー	A	市民の目にとまるよう、様々な場所でのパンフレットの配架につとめた。また、ホームページでの悩みについての相談窓口を更新し、情報発信につとめた。	【確認】社会的弱者への情報アクセスの確保について説明してください。	○市民がどこに相談すればよいのか、わかりやすく案内ができるよう、今後も相談窓口一覧を更新し、インターネットの他、様々な場所でのパンフレット配架に努めます。また、その際には、福祉課等と連携し多様な立場の方々へのニーズや配慮に努めます。	—	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー									
																					●広報小山・ホームページでの情報発信	継続	14	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク	★年3回 (ホームページ更新回数)	★年4回 (ホームページ更新回数)	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク	★年4回 (ホームページ更新回数)	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク
																					●シトラスリボンプロジェクトと連携した啓発	継続	87	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載	—	—	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載	—	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載
3	7	①	51	○HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 ○性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる取組の推進	●感染症に対する誤解・偏見・差別の解消を図るための広報・啓発活動の実施	健康増進課	継続	76	○HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載	—	—	—	○健康都市おやまフェスティバルにおいて関係課と協力しHIV感染症について啓発を行った。 ○引き続き市のホームページにハンセン病に対する正しい理解を持っていただくことを目的としたページの掲載し、啓発に務めた。	B	表現に配慮し記載した。	【確認】最近の実態が分からないため確認したい。	○ここ数年の取組はR6実績に記載した内容で、健康都市おやまフェスティバルにおいて関係課と協力しHIV感染症について啓発を行ったこと、引き続き市のホームページにハンセン病に対する正しい理解を持っていただくことを目的としたページを掲載し、啓発に務めたこと。国や県から新たな情報が届きましたら市ホームページ・広報等で周知してまいります。	—	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載										
																				●性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる事業の実施 ①思春期保健講座、 ②中学生ピアカウンセリング事業	子育て家庭支援課	継続	76	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校 市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー(自治医科大学ピア部)による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設	①思春期保健講座：市内中学校7校 ②ピアカウンセリング事業：アルカディア	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校計9校 ピアカウンセリング事業：市内中学校1校及びアルカディア計2箇所	○「思春期保健講座」：9校受講者合計1,117名 【美田中、二中、間々田中、絹義務教育学校、大谷中、三中、乙女中、小山中、城南中】	A	性の多様性を説明した上で、性的欲求も一人一人異なるため、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。LGBTQについて、ロールプレイを取り入れた説明を実施している。
3	7	①	52	○人権問題の一つとしての人権教育の推進	●小山市人権教育主任研修会の実施	こども教育課	継続	78	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	—	—	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。研修の中でハンセン病について取上げた。	B	研修において、感染症患者等の人権について扱った。	【確認】職員向け人権教育研修資料「なかよし」は関係機関への配付につきましては、今後検討して参りたいと思います。	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」は関係機関への配付につきましては、今後検討して参りたいと思います。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施									
																					●中学校ブロック(中学校区)人権教育研修会の実施	継続	78	○授業研究会(基底的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	—	○授業研究会(基底的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
																					●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の発行	継続	78	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	年2回	年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付した。	—	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付
3	7	①	53	○学校教育における児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の推進	●学校の保健体育及び学級活動における指導	こども教育課	継続	75	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの疾病概念や感染者数等について、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考えさせる。	—	—	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質・感染経路や感染者数、感染者の人権問題等について正しく理解することを指導した。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考える機会を設けた。	B	科学的知識を身につけるほか、エイズ患者やエイズに対する偏見や差別が起きない指導を図った。	—	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの疾病概念や感染者数等について、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において主体的に児童生徒に考えさせる。													

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	審議会委員意見	担当課回答	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
						●保護者への啓発		継続	75	○保健だより等で啓発する。	—	—	○保健だより等で取り上げた。		保健だより等で啓発する。			—	○保健だより等で啓発する。	
3	11				インターネットによる人権侵害															
3	11		①		インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進															
3	11	①		62	○プライバシーや個人の名誉に関する正しい理解とモラルをもってインターネットを利用するための啓発活動	●ホームページ及びリーフレットによる啓発	人権・男女共同参画課	継続	82	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	—	—	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載。 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーへ配置 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	A	ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないように配慮した。			○インターネット上で被害を受けたり加害者になったりしないために、インターネットを安全に正しく使うための知識等について理解を深めていただけるよう啓発に努めています。「情プラ法」に関しては、趣旨・目的について理解が得られるよう昨年12月に家庭向け人権啓発紙「ほほえみ」で取り上げたところです。	—	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)
						●インターネットの危険性と利用する際のモラルに関する教育・啓発	生涯学習文化課	継続	83	○各種人権研修会にて取り上げる。 ○各種人権啓発紙・市ホームページで取り上げる。	年5回	年3回	○豊田小親子人権学習会や子育て広場支援センター等で取り上げた。 ○保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」で「情報流通プラットフォーム対処法」等を取り上げた。	B	学校等と連携し、子どもたちの情報モラルの向上につながるよう工夫した。			○学校におけるスマホ・ネット安全教室として、青少年支援課が所管している「親子学びあい事業(ネット時代の歩き方講習会)」があり、令和7年度は16校(小11校、中4校、義務1校)で実施予定です。希望していても実施できない学校が4校ありました。人権擁護委員とドコモの連携事業を紹介することで、より多くの学校での実施につながればと考えています。 ○家庭でのITリテラシーを高めるには、まず保護者がITリテラシーを身につけ、こどもと一緒にルールブックや情報共有することが大切とされます。各校では格差是正のため、親子学びあい事業等を活用したり、学校健児・長期休業前の保護者会等で意図的に取り上げたりして、保護者の意識を高められるよう取り組んでいるところです。	年5回	○各種人権研修会にて取り上げる。 ○各種人権啓発紙・市ホームページで取り上げる。
3	11	①		63	○情報の収集・発信に関するルールやマナーの理解及び情報モラルを向上するための学校教育の充実	●学校教育情報の適正管理に関する教育・啓発	こども教育課	継続	84	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知	—	—	○校長、教頭、主幹教諭・教務主任を対象とした研修会及び情報活用能力育成研修の機会を活用し、内容や留意点を周知した。	A	個人情報について重要度レベルに応じた取扱いを明示した。			○小山市教育情報セキュリティポリシーにつきましては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂に伴い、令和6年4月に全面改定いたしました。以降は令和7年4月に組織改編に伴う一部改正を行っております。	—	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知
						●研修会の開催		継続	84	○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発	年2回	年2回	○教育DX研修会(オンライン開催)を開催した。 ・第1回4月11日(木)70名参加(各校2名)：DX推進、情報の適切な管理運用 ・第2回8月5日(月)35名参加(各校1名)：情報のクラウド化、アプリの利用	A	相手を意識した情報の収集・発信の仕方等について、事例を基に考える機会を設けた。			引き続き、国や県の動向及び本市における運用状況や環境整備等を踏まえた見直しを行って参ります。	年2回	○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発
3	11		②		インターネット上の人権侵害等に対する支援															
3	11	②		64	○差別的表現等の書き込みに関する確認体制づくり ○人権侵害事案発生時の関係機関との連携	●差別的書き込みに関する対応	人権・男女共同参画課	継続	85	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	—	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	A	早期発見につなげるため、差別的書き込みがないかどうか定期的に確認を行った。			○毎週1回インターネット掲示板への悪質な差別書き込みがないかを検索。重要な差別書き込みを発見した場合は、栃木県及び宇都宮地方法務局栃木支局へ連絡及び相談をします。令和6年度 削除依頼件数 0件	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。